

危険！放置空き家

空き家の適正管理をお願いします



《屋根》

屋根のトタンなどが落下し、人に怪我をさせたり交通の妨げとなる危険性があります。また、傾いた屋根で電話線などが断線する危険性があります。

《外壁》

外壁に穴が開くことで害獣や害虫が侵入し、糞尿による衛生面での問題や人が襲われるなどの危険性があります。

《ドアや窓》

ドアや窓が壊れていると不審者が侵入しやすくなるため窃盗や放火の危険性が高まり、地域の治安も悪化する危険性があります。

《草木や雪》

伸び放題になった草木が隣家の敷地に浸入する、屋根からの雪が隣家の敷地や道路に落ちるなど、周囲への悪影響や事故の危険性があります。

空き家に関する責任について

法律により、空き家の所有者又は管理者は空き家等の適切な管理に努めるものとする^{※1}と定められており、万が一空き家によって周囲に損害を与えた場合は損害賠償請求を受ける可能性があります。^{※2}

また、相続を放棄した場合でも、他の相続人が相続財産の管理を始めることができるまでは、空き家の管理を継続する責任があります。^{※3}

(※1 空き家等対策の推進に関する特別措置法第3条 ※2 民法第717条 ※3 民法第940条)

お気軽にご相談ください



空き家の解体について

最大60万円の補助があります！（※交付には条件があります）

空き家を解体するには多額の費用がかかるため、費用面で解体に踏み切れない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。
柳津町では空き家の解体工事などに対する補助を行っていますので、詳細等についてはお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

- ・柳津町空き家除却支援事業補助金（上限50万円）
- ・柳津町空き家家財道具等処分費補助金（上限10万円）

空き家や土地の売買について

“空き家がボロボロ”でも、諦めないでください！

柳津町では、宅建協会協力のもと「柳津町空き家バンク」を運営しています。空き家バンクに登録することで全国に情報を発信できるため、空き家や空き地を探す人とマッチングしやすくなります。

また、空き家バンクへの登録の有無に関わらず、売買や賃貸のマッチング支援を行っています。空き家がボロボロで売れるような状態ではない場合でも、**空き家を解体してから更地として売却する、又は更地化することを前提に空き家をそのままにして価格を抑えて売却する**などの方法がありますので、ぜひ一度ご相談ください。

お問い合わせ

柳津町役場 みらい創生課 空き家対策担当

【電話】0241-42-2447

【メール】mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp

